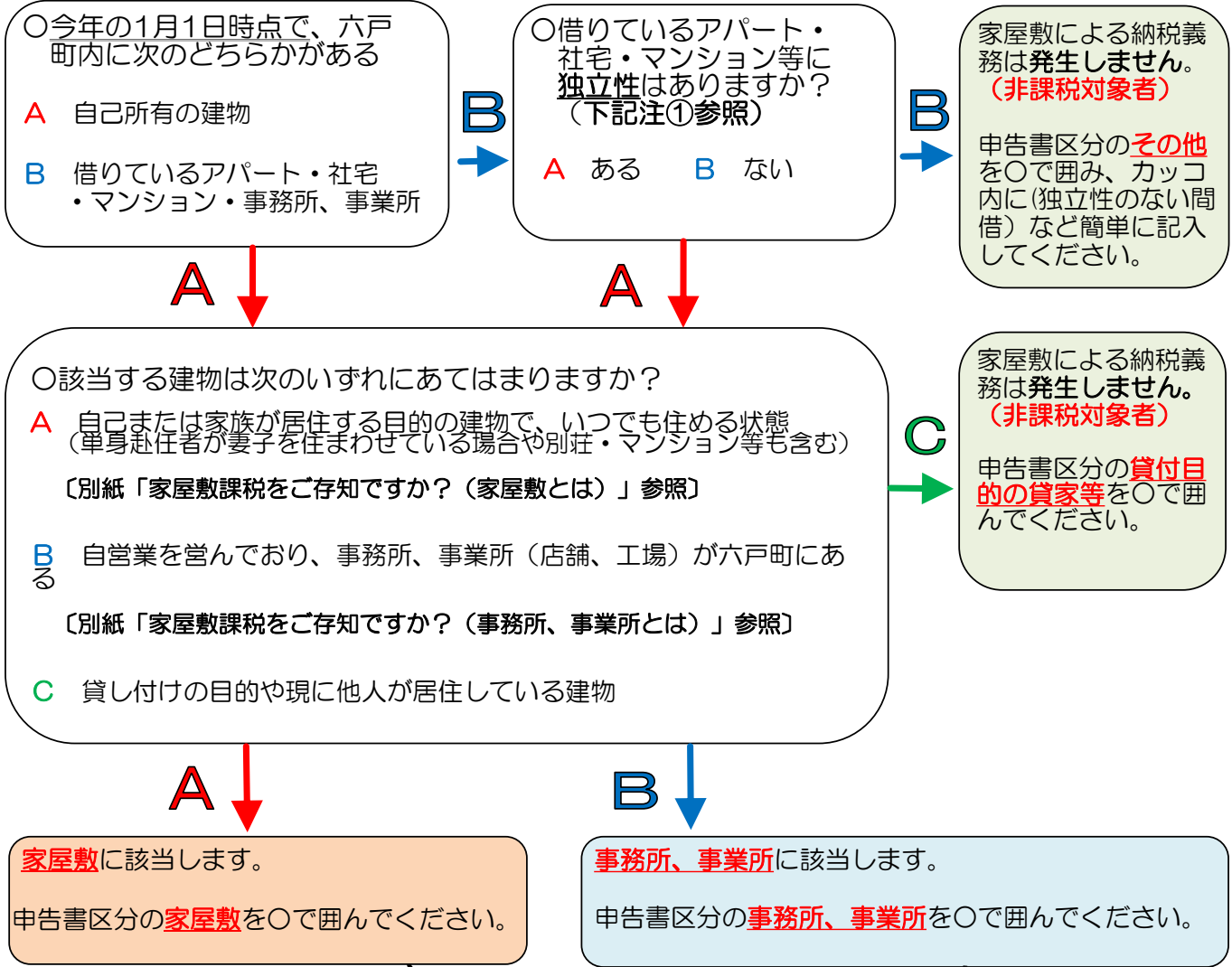


物件区分フローチャート

◎申告書区分欄のどれに該当するかフローチャートにそって進んで下さい。



☆家屋敷 事務所 事業所に該当した方 ↓

六戸町内で家屋敷、事務所、事業所に該当する建物がある方で、前年の合計所得金額(注②)が一定額(注③)を超えている場合、六戸町から町・県民税の均等割5,000円が課税されます。(固定資産税とは別です)

この申告書により、課税となった場合は後日、六戸町から町・県民税納税通知書および納付書が送付されます。なお、非課税対象者には通知文書が送付されます。

注① 独立性がある とは アパート、マンション等構造が実質的に独立した家屋と同じであればよく、必ずしも独立した家屋である必要はありません。出入口、台所、トイレ等が共用のような下宿や寮は該当しません。

注② 収入金額ではありません。

注③ 合計所得金額がいくらから課税になるか 六戸町の場合、前年の合計所得金額が38万円を超える場合。同一生計配偶者や扶養親族がいる人は 28万円×(同一生計配偶者と扶養親族の合計人数+1)+10万円+16万8千円の算式で求めた額を超える場合。